

日野市立平山小学校 P T A 規約

2 0 2 3 年度

日野市立平山小学校 P T A 規約

第 1 章 名称及び事務所

- 第 1 条 この会は、日野市立平山小学校 P T A（略称：平山小学校 P T A）といい、事務所を同校内におきます。

第 2 章 会 員

- 第 2 条 この会の会員は、本会の趣旨に賛同し本規約を承諾した本校児童の保護者及び教職員とし、入会及び退会時には次に定める届け出を行うものとします。

- 第 1 項 入会しようとする者は、所定の入会届を会長に提出するものとし期間は原則児童の卒業までとします。

- 第 2 項 退会しようとする者は、所定の退会届を会長に提出するものとします。

- 第 3 項 児童の在籍期間であればいつでも入会及び退会できるものとします。

- 第 3 条 すべての会員は、平等の権利と義務を有します。

第 3 章 目的及び活動

- 第 4 条 この会は、家庭・学校・学校運営協議会とが協力して、家庭と学校と地域社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とします。

- 第 5 条 この会は、前条の目的を遂げるために次の活動をします。

1. 時代に適合した P T A 活動を創造します。
2. 学校や地域と密接な連携をとりあい共に協力しながら、コミュニティー・スクールとしての役割を担って参ります。
3. 行事等のボランティア活動を通じて、学校の様子を理解します。
4. その他、この会の目的を達成するための活動をします。

第 4 章 方 針

- 第 6 条 この会は、自主独立のものとして他のいかなる個人・団体・機関の干渉をうけません。また、教育の問題等に関し意見を述べますが、学校の人事その他管理について干渉しません。

第 7 条 この会は、営利を目的とする行為は行いません。

第 5 章 組織及び機関

第 8 条 この会は、次の機関をもって組織します。

1. 総会
2. 運営委員会
3. 役員会
- ~~4. 委員会（活動休止中）~~

【総 会】

第 9 条 総会は、この会の最高議決機関であり、全会員をもって構成します。

総会の形式は、対面総会あるいは書面（電磁的方法を含む）総会とします。

第 10 条 総会は会長が招集し、委任状を含めて会員の 3 分の 1 以上の出席（書面または電磁的方法による議決権行使も含む）をもって成立します。

第 11 条 議決は、出席者による議決権行使、および書面（電磁的方法を含む）による議決権行使の過半数の同意とします。

第 12 条 定期総会は、原則として 5 月に開き、次の事項を行います。

1. 前年度の活動報告及び決算報告
2. 会計監査の承認
3. 新年度の活動計画及び予算案の承認
4. 規約の改正
5. その他重要事項の審議及び決定

第 13 条 総会の議長は、その都度会員の中から選出します。ただし、書面総会の場合は議長の選出は不要とします。

第 14 条 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または会員の 10 分の 1 以上の要請があったとき開かなければなりません。

【運営委員会】

第 15 条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、役員、~~学年代表委員及び各委員会の委員長と副委員長~~
~~長(活動休止中)~~をもって構成します。

第 16 条 運営委員会は会長が招集し、構成員の 3 分の 2 以上の出席者（委任状含む）で成立します。議決は、出席者の 3 分の 2 以上とします。

第 17 条 運営委員会は、次の事項を行います。

1. 役員会、各委員会の活動報告、検討事項及び運営調整
2. 本年度補正予算の承認
3. 細則の審議及び制定・改正

4. その他必要とされる事項の審議及び決定

【役員会】

第18条 役員会は、次の役員をもって構成します。構成人数の変動及び選出については細則に定めます。

役 職	保護者	教職員
会 長	1 名	
副 会 長	1 名	1 名（副校長）
書 記	1 名	0 名
会 計	1 名	1 名
渉 外	1 名	

第19条 役員会は会長が招集し、次の事項を行います。

1. 総会及び運営委員会の決議事項の執行
2. 運営委員会に関する連絡調整
3. その他必要とされる事項

第20条 役員は、次の職務を行います。

1. 会長・・・会を代表し、会務を統括
2. 副会長・・・会長を補佐し、会長が継続しがたい状況になった場合はその職務の代行
3. 書記・・・会議の議事及び重要事項の記録・保管並びに会の庶務
4. 会計・・・会計事務と財産の管理及び定期総会における収支決算の報告・予算案の提案
5. 渉外・・・対外的な活動

第21条 役員の任期は1年とし、同一職は2年を限度とします。

第22条 役員に欠員が生じたときは、運営委員会で協議の上補充することができ、後任者の任期は残任期間とします。

第23条 役員は、他の役員・委員を兼任することはできません。ただし、特別委員に限り兼任することができます。

【委員会】（活動休止中）

~~第24条 この会には、以下の委員会をおきます。構成人数及び選出については細則に定めます。~~

- ~~1. 学級代表委員会~~
- ~~2. 文化教養委員会~~
- ~~3. 校外委員会~~
- ~~4. 行事委員会~~
- ~~5. 特別委員会~~

~~第25条 各委員会には、委員長と副委員長をおきます。~~

~~第26条 各委員会には、教職員会員の中から担当者を定めます。~~

~~第27条 各委員会は、次の活動を行います。活動内容については細則に定めます。~~

~~1. 学年代表委員会~~

~~保護者とPTA相互の連携及び校内環境整備に寄与するための活動~~

~~2. 文化教養委員会~~

~~児童及び会員の文化教養を深めるための活動~~

~~3. 校外委員会~~

~~児童の安全な校外生活のための活動~~

~~4. 行事委員会~~

~~地域及び学校行事への協力~~

~~5. 特別委員会~~

~~運営委員会が必要と認めたときに構成され、その任務の終了と共に解任~~

~~第28条 委員に欠員が生じたときは、委員会で協議の上補充することができ、運営委員会に報告します。~~

~~第29条 委員は、他の委員・役員を兼任することはできません。ただし、特別委員に限り兼任することができます。~~

第 6 章 会 計

第30条 この会は、会費とその他の収入によって運営され、総会で承認された予算に基づいて活動します。

第31条 会費は、家庭数単位での負担とし、その額は運営委員会で定め総会の承認を得ます。

第32条 会費の納入については細則に定めます。

第33条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

第34条 慶弔規定については細則に定めます。

第 7 章 会計監査

第35条 会計監査は、この会の会計を監査し、定期総会にその結果を報告します。

第36条 会計監査の任期は1年とし、役員経験者より2名選出します。

第37条 会計監査には、教職員会員の中から担当者を定めます。

第38条 会計監査に欠員が生じたときは、運営委員会で協議の上補充し、後任者の任期は残任期間とします。

第 39 条 会計監査は役員・委員を兼任することはできません。

第 8 章 個人情報保護

第 40 条 P T A活動を推進するために必要とされる個人情報の取得、利用、提供、管理については、細則「第 5 章 個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとします。

第 9 章 改 正

第 41 条 この会の規約は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成で改正することができます。

第 10 章 付 則

第 42 条 この会の規約における細則の制定及び改正は、運営委員会の議決を経て定め総会において報告します。

第 43 条 校長・学校運営協議会委員はすべての会議に出席し、意見を述べることができます。

第 44 条 この規約は、平成 18 年 4 月 1 日より実施します。

令和 4 年 5 月 25 日一部改正

6 月 23 日一部改正

日野市立平山小学校PTA細則

第 1 章 役員及び委員の選出

第 1 条 新役員・~~委員~~の承認は総会において行います。

第 2 条 役員は全校より 10 名程度選出します。選出は前年度末とします。

~~第 3 条 学年代表委員は、各学年より 3～6 名、及びわかき学級より 2 名選出します。
選出は前年度末とします。~~

~~第 4 条 文化教養委員は、全校より 6 名程度選出します。選出は前年度末とします。~~

~~第 5 条 行事委員は、全校より 18 名程度選出します。選出は前年度末とします。~~

~~第 6 条 校外委員は、各地区より 1～2 名選出します。選出は前年度末とします。~~

~~第 2 章 委員会の活動内容~~

~~第 7 条 各委員会は、委員長 1 名、副委員長 1 名、書記及び会計をおきます。~~

~~第 8 条 各委員会は、次の活動を行います。~~

~~1. 学年代表委員会~~

~~①保護者会においてPTAからのお知らせを伝えます。~~

~~②学年の保護者の意見や要望を運営委員会で伝え、話し合われた内容を学級に報告します。~~

~~③ベルマークやテトラパック等のリサイクル品の回収・集計作業を行います。~~

~~2. 文化教養委員会~~

~~①児童及び会員が文化教養を深めるための学習の場を設けます。~~

~~②市から委託されている家庭教育学級を主催します。~~

~~3. 校外委員会~~

~~①校外生活における危険から児童を守るため、環境の整備につとめ、安全指導を行います。~~

~~②校外における児童の活動を助成し、学校と地域の連携をはかります。~~

~~③家庭数、児童数及び地域性を考慮し、地区班を構成します。~~

~~4. 行事委員会~~

~~①児童および保護者・教職員・地域の方々が、お互いに親睦を深め、ふれあえる場としての、
地域及び学校の行事に協力します。~~

第 3 章 会 費

第 9 条 会費は、一家庭あたり年額1, 0 5 5 円（引き落とし手数料5 5 円含む）とします。

第 1 0 条 会費の納入は、年 1 回とします。

第 1 1 条 年度途中に転入・転出及び入会・退会する会員の会費については月割計算での徴収・返金は致しません。

第 4 章 慶弔規定

第 1 2 条 この会の会員及び児童が死亡したときの弔慰金は、5, 0 0 0 円とします。

第 1 3 条 その他特別な事情があるときは、役員会で協議の上、運営委員会で報告します。

第 5 章 個人情報取扱規則

（目的）

第 1 4 条 日野市立平山小学校 P T A（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A 役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとします。

（責務）

第 1 5 条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとします。

（管理者）

第 1 6 条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とします。

（取扱者）

第 1 7 条 本会における個人情報データベースの取扱者は、P T A 本部役員とします。

（秘密保持義務）

第 1 8 条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。その職を退いた後も同様とします。

（収集方法）

第 1 9 条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示します。

(利用)

第20条 取得した個人情報は、次の目的のために利用します。

1. 本会役員・委員・会員名簿等の作成
2. 資料等の送付
3. 会費集金、管理等のための連絡
4. 各種行事の案内
5. 役員、委員の選出
6. 各種問い合わせへの対応
7. その他、本会に関連する活動実施のため

(利用目的による制限)

第21条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはなりません。

(管理)

第22条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理します。不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとします。

(保管及び持ち出し等)

第23条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとします。~~また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととします。~~持ち出しは厳禁とする。

(第三者提供の制限)

第24条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはなりません。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第25条 個人情報を第三者（第20条第1号から第4号の場合及び東京都、日野市等を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存します。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 対象者の同意を得ている旨

(情報開示等)

第26条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じます。

(漏えい時等の対応)

第27条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者である会長に報告します。

(苦情の処理)

第28条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければなりません。

(改正)

第29条 本規則は、総会・運営委員会において改正することができます。

第 6 章 改 正

第30条 この会の細則は、運営委員会において出席者の3分の2以上の賛成で改正することができます。

第31条 改正された細則は、総会において報告します。

第 7 章 付 則

第32条 この細則は、平成18年4月1日より実施します。

令和4年5月25日一部改正

6月23日一部改正

【平山小学校 P T A 組織図】

